

---

久留米市次期上津クリーンセンター  
施設整備及び運営事業

入札説明書

---

令和5年5月10日  
久留米市



久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 入札説明書  
目 次

---

第1章 用語の定義 .....	1
第2章 入札説明書の位置付け .....	3
第3章 事業の概要 .....	4
第4章 入札参加者に関する条件等 .....	8
第5章 事業者の選定 .....	13
第6章 入札の手続等 .....	16
第7章 提出書類.....	21
第8章 提出書類作成要領 .....	24
第9章 その他.....	28
別紙1 本事業の事業スキームの概要 .....	29
別紙2 入札書等の提出用封筒作成要領 .....	30
別紙3 本事業において本市が事業者を支払う対価について .....	31
別紙4 モニタリング及び業務委託料の減額等 .....	35

---



## 第1章 用語の定義

用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
次期上津クリーンセンター	次期施設の建設予定の焼却施設のことをいう。工場棟、計量棟、機密文書リサイクル施設、構内道路・外構等の施設の総称をいう。
上津クリーンセンター	現上津クリーンセンター施設の総称をいう。
敷地	次期施設の建設予定地の全体を指し、本事業の事業用地を含む約 21,670 m <sup>2</sup> の範囲を指す。
事業用地	敷地のうち、本事業にて建設工事を行い、運営・維持管理を実施する約 9,980 m <sup>2</sup> の範囲をいう。
工場棟	次期上津クリーンセンターを構成する建築物のうち、焼却施設、可燃性粗大ごみ破碎施設（前処理設備）を内包する建築物をいう。
計量棟	次期上津クリーンセンターを構成する建築物のうち、計量設備や計量検収を行う事務所を内包する建築物をいう。
DBO方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
受入対象物	本市内から排出され、市収集車、地域清掃、委託車、許可業者、自己搬入者が本施設に直接搬入する搬入物を総称していう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る本市と運営事業者で締結される次期上津クリーンセンター事業 運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される次期上津クリーンセンター事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 基本契約書（案）」をいう。
協力企業	構成事業者のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者で締結される次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
構成員	構成事業者のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。

用語	定義
構成事業者	構成員と協力企業の総称をいう。
事業期間	設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約 24 年間をいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。
処理困難物	本市でのごみ処理が困難であるため、受入れをしないものの総称をいう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
処理不適物	焼却処理又は破砕処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業入札説明書」をいう。
入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
本事業	本市が実施する 次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業をいう。
本市	久留米市をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営・維持管理されるプラント設備及び建築物等を総称していう。
要求水準書	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
事業者選定基準	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業事業者選定基準」をいう。

## 第2章 入札説明書の位置付け

「久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 入札説明書」は、久留米市の久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業を実施する事業者を募集し、選定するに当たり、本事業の入札への参加を希望する者に配布する。

本事業に係る入札公告による一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）、リスク管理方針書は、本入札説明書と一体のものである。

- 要求水準書
- 事業者選定基準
- 様式集
- 基本協定書（案）
- 基本契約書（案）
- 建設工事請負契約書（案）
- 運営・維持管理業務委託契約書（案）
- リスク管理方針書

以下、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、「特定事業契約」という。

尚、本事業に係る建設工事請負契約は、久留米市又は久留米市企業局発注の予定価格1億5千万円以上の建設工事の落札制限の対象外工事とする。

### 第3章 事業の概要

#### 1 事業名称

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業

#### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

#### 3 公共施設等の管理者の名称

久留米市長 原口 新五

#### 4 事業の目的

本事業は、本市から排出される可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等の一般廃棄物を処理する施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設（ストーカ炉）を設計、建設するものである。

「久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 運営・維持管理業務」は、本市から排出される可燃ごみ、可燃粗大ごみの一般廃棄物を処理する施設等の維持管理・運営するものである。

なお、ストーカ炉から排出される主灰はセメント原料として資源化する。飛灰は最終処分を行うが、将来的に資源化できるよう乾灰等で取り出せる設備を併せ持つこととする。

#### 5 事業の内容

##### (1) 事業概要

本事業は、焼却処理施設を整備し、運営・維持管理するものである。

なお、本事業で整備する施設は、焼却処理施設、破砕処理施設、機密文書リサイクル施設である。

ア 焼却処理施設の設計・建設業務

焼却処理施設の設計・建設

イ 運営・維持管理に係る業務

焼却処理施設の運営・維持管理

破砕処理施設（可燃性粗大ごみ破砕設備）の運営・維持管理

機密文書リサイクル施設の運営・維持管理

##### (2) 事業予定地

項目	概要
計画地所在地	久留米市上津町 2199-35 地内
敷地全体面積	約 21,670m <sup>2</sup>

##### (3) 施設の概要

施設の種類	概要	
焼却処理施設	処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、災害ごみ（非定期的に発生）
	処理方式	ストーカ炉
	処理能力	209t/日（104.5t/日×2炉）



施設の種別	概 要	
破砕処理施設 (可燃性粗大ごみ破砕設備)	処理対象物	可燃性粗大ごみ
	処理方式	剪断式破砕ライン (堅型切断機)
	処理能力	35 t/5h
機密文書リサイクル施設	処理対象物	機密文書
	処理方式	紙シュレッダー
	処理能力	0.4t/h

## 6 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

事業期間 : 本契約締結日の翌日から令和 30 年 9 月 30 日 (約 24 年間)

設計・建設期間 : 本契約締結日の翌日から令和 10 年 9 月 30 日とする。

運営準備期間 : 本契約締結日の翌日から令和 10 年 9 月 30 日とする。

運営・維持管理期間 : 令和 10 年 10 月 1 日から令和 30 年 9 月 30 日とする。

## 7 事業方式

本事業は DBO (Design : 設計、Build : 建設、Operate : 運営) 方式により実施する。

本市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、本市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は本市内に設立するものとする。

## 8 業務範囲

### (1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

#### ア 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

#### イ 設計・建設業務

(a) 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(b) 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、本施設の整備に必要なものすべてを含む。

(c) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認 (計画通知) 等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画 (施設保全計画) の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。

#### ウ 運営・維持管理業務

(a) 運営事業者は、本市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物 (可燃ごみ、可燃性粗大ごみ) を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処

理を行う。なお、その際に、本事業の運営・維持管理業務として受付・計量業務、運転管理業務、プラント設備の点検、検査、補修、更新業務、用役管理業務、機器等の管理業務、建築物等の保守管理業務、運営事務、情報管理業務、地域貢献事業等を行う。

(b) 運営事業者は、処理対象物の受入及び計量を行うとともに、許可搬入者及び自己搬入者からのごみ処理手数料について、本市が定める金額を本市が定める方法で収納する。

(c) 運営事業者は、本市が行う施設見学者への対応に協力するものとする。

## (2) 本市が行う業務範囲

本市が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

### ア 生活環境影響調査の実施

本市は、現段階において生活環境影響調査を実施している。

なお、事業者は、「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。

### イ 可燃性ごみ、可燃性大型ごみの搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

### ウ 資源物の資源化

本市は、本施設のストーカ炉から排出される主灰はセメント原料として資源化する。飛灰は最終処分を行うが、将来的に資源化する場合は本市が委託する。

### エ 売電収入

本施設からの売電に関する収入は本市が受け取る。

### オ 本事業のモニタリング

本市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

### カ 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

### キ 施設見学者への対応

本市は、見学者や視察者等に受付から引率や説明、その他の対応について運営事業者と連携して行う。なお、行政視察等については、予約の受付を含め本市が行うが、運営事業者はこれに協力する。

### ク 本事業に必要な手続き

本市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金等の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

## 9 事業者の収入（本市からの支払分）

### (1) 設計・建設業務に係る対価

本市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

## 10 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

年 月 日	内 容
令和5年5月10日（水）	入札公告
令和5年5月10日（水）	入札説明書等の公表
令和5年5月10日（水） ～5月24日（水）	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和5年5月30日（火）	入札説明書等に関する質問のうち、参加資格申請に関する質問の回答
令和5年5月29日（月） ～5月31日（水）	現地見学会
令和5年6月1日（木） ～6月8日（木）	参加資格審査申請書類の受付
令和5年6月15日（木）	参加資格審査結果の通知
令和5年6月16日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
令和5年8月1日（火） ～8月10日（木）	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和5年8月下旬～9月上旬	対面的対話の実施
令和5年9月15日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）
令和5年10月31日（火）	入札提出書類の提出期限
令和5年12月中旬	提案書に関するヒアリング及び審査
令和5年12月中旬	開札
令和5年12月下旬	審査結果の通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和6年1月上旬	基本協定締結
令和6年2月中旬	特定事業契約仮契約締結
令和6年3月下旬	特定事業契約締結

## 11 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

## 第4章 入札参加者に関する条件等

### 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成することができる。建設JVとなる場合は、建設JVの代表構成員は、構成員とならなければならない。
- (3) 運営・維持管理業務において、本施設の運転・維持管理を運営事業者から受託する者は構成員とならなければならない。
- (4) 入札参加者の構成事業者の企業数は任意とするが、構成事業者は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (5) 入札参加者は、「第4章 2 (2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」とし、その代表企業は構成員とする。また、設計・建設業務を請け負うにあたり、建設JVを組成する場合は、代表企業が建設JVの代表構成員になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (6) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札参加者の構成事業者は、参加表明書提出以降に入札参加者から脱退した場合を含めて、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。
- (8) 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。
- (9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。
- (10) 入札参加者の構成員又は協力企業に、久留米市内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所）を有する企業を含めること。

### 2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

#### (1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

- エ 久留米市競争入札参加有資格者名簿の建築一式工事又は清掃施設工事に登録がされており、参加表明書の受付締切日時点において、総合評点が900点以上であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。(入札参加資格申請の期間は毎年4月1日から12月28日までのため注意すること。また、申請日の翌々月の1日に資格が認定されることに注意すること。)
- オ 地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、構成員、協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- ウ 久留米市競争入札参加有資格者名簿の清掃施設工事に登録がされており、参加表明書の受付締切日時点で総合評点が900点以上であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。
- エ 本施設は、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設であり、プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。なお、竣工実績は、平成12年度以降に稼働を開始した施設で令和4年3月31日時点において稼働中であること。
- オ ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（1炉当たり100t/日以上、焼却処理方式はストーカ式とする。）で、3年以上の稼働実績を3件以上有すること。

(3) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運転・維持管理を運営事業者から受託する者は構成員とすること。本業務を運営事業者から受託する者が複数である場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、SPC等からDBO又はPFI方式による運営・維持管理の受託実績を有すること。
- イ 地方公共団体ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（焼却処理方式はストーカ式とする。）で、1年以上の運営・維持管理の受託実績を3件以上有すること。
- ウ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設の現場総括責任者として経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後に配置できること。
- エ 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

### 3 構成事業者の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成事業者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 久留米市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- (3) 久留米市競争入札参加停止等措置要綱の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。  
（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (8) 久留米市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。
  - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- (10) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (11) 国税又は地方税を滞納している者。
- (12) 次のアからウに掲げる社会保険料の加入届出を行っていない者。（当該届出の義務がない者を除く。）
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (13) 本市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、受託者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号で定める子会社である関係のもの及び受託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項で定める関連会社の関係であることを指す。
- (14) 本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

#### 4 参加資格審査

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって参加資格を有する構成事業者を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、本市と協議の上、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、本市は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (5) 実施方針公表以降、本事業の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、久留米市次期上津クリーンセンター施設整備に伴う事業者選定委員会（以下「委員会」という。）委員及び当該委員が所属する法人に当事業への問い合わせなどの接触を行い、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするような働きかけ等を行った場合は、入札参加資格を失うものとする。

#### 5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者の目的は、運営・維持管理業務の実施のみであること。
- (3) 運営事業者の本店所在地は、久留米市内とし、久留米市以外の土地に移転させないこと。
- (4) 運営事業者の株式はすべて譲渡制限株式とし、会社法第107条第2項第1号に規定する株式譲渡制限に係る事項の定めがあること。
- (5) 会社法第108条第2項に規定する種類株式の発行に係る事項の定め及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。
- (6) 監査役並びに会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置に関する事項を規定すること。
- (7) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (8) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

## 6 予定価格

本事業の予定価格は、次の各号に掲げるとおりとする。

予定価格には、特別高圧受電設備の引込に関する工事負担金(3億5480万円(税込))を含んでいる。入札参加者は、特別高圧受電設備の引込に関する工事負担金を含めて、入札価格を作成すること。なお、当該負担金については、実費用に応じて後日精算することとする。

### (1) 予定価格

予定価格	: 41,684,439,500円(消費税及び地方消費税額を含む。)
入札書比較価格	: 37,894,945,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

なお、予定価格及び入札書比較価格の内訳額は、次のとおりである。

#### ア 設計・建設業務に係る対価

予定価格	: 27,054,439,500円(消費税及び地方消費税額を含む。)
入札書比較価格	: 24,594,945,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

#### イ 運営・維持管理業務に係る対価

予定価格	: 14,630,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
入札書比較価格	: 13,300,000,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

### (2) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。

エ 設計・建設業務に係る対価、運営・維持管理業務に係る対価について、入札価格を構成する設計・建設業務の価格、運営・維持管理業務の価格の一方又は両方が、上記(1)に示すそれぞれの入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。

オ 業者選定基準において、定量化限度額を設定する。詳細については、事業者選定基準を参照すること。



## 第5章 事業者の選定

### 1 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運営・維持管理の提案内容、本市の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の方式をもって落札者を決定する。

落札者決定に当たっての基準等は、事業者選定基準による。

#### (2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者で構成される「久留米市次期上津クリーンセンター施設整備に伴う事業者選定委員会」において審査を行い、最優秀提案者を選定する。委員会は、次の7名で構成される。

◎ 島岡 隆行	国立大学法人 九州大学 工学研究院 環境社会部門 教授
濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
○ 松本 亨	公立大学法人 北九州市立大学 国際環境工学研究科 教授
松尾 佳子	弁護士
石竹 達也	学校法人 久留米大学 医学部医学科 教授
大森 洋子	学校法人 久留米工業大学 建築・設備工学科 教授
異島 須賀子	学校法人 久留米大学 商学部 教授

※ ◎：委員長、○：副委員長

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

#### (3) 落札者の決定

委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、本市が落札者を決定する。

#### (4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。

なお、客観的な評価の結果については、落札者との基本協定締結後に公表する。

### 2 契約手続等

#### (1) 基本協定の締結等

落札者と本市は、契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に基づき契約手続を行う。

## (2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定締結後速やかに、「第4章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

## (3) 契約の締結

本市は、事業者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約及び運営事業者と運営・維持管理業務委託契約を締結する。

特定事業契約は、本市議会において、建設工事請負契約の議決が得られるまでは仮契約とし、議決を得た日をもって本契約とする。

また、本事業に係る建設工事請負契約の締結について、久留米市議会の議決を得られなかった場合は、特定事業契約に係る仮契約を無効とする。

## (4) 契約を締結しない場合

### ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が入札参加資格を欠くこととなった場合、本市は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。

### イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が次のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(a) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあつては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。以下同じ。）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(b) 落札者が、公正取引委員会が落札者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて却下又は請求棄却の判決が確定したとき。

(c) 落札者（落札者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

### ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を負担す

るものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

- (a) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (b) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (e) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (f) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の締結に当たり、その相手方が(a)から(e)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (g) 落札者の構成事業者が、(a)から(e)までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（f)に該当する場合を除く。）に、本市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

## エ 留意事項

上記アからウにより特定事業契約に関し、本契約として成立させない場合、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本市は、委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

## (5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代等、特定事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

## (6) 契約保証金

### ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約保証金として契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

### イ 運営・維持管理業務における保証

運営事業者は、運営・維持管理期間における各事業年度に関し、運営・維持管理期間中における各事業年度の運営・維持管理業務委託料の10分の1以上の額を当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営・維持管理業務委託契約書（案）を参照のこと。

## 第6章 入札の手続等

### 1 入札の手続

#### (1) 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、令和5年5月10日（水）に入札公告し、同日から入札説明書等を本市ホームページにおいて公表する。尚、入札説明書等の添付資料は次のとおり配付する。

##### ア 配付期間

令和5年5月10日（水）から同年5月24日（水）午後5時までの9時から17時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

##### イ 配付場所

事務局

##### ウ その他

配付対象者は本事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、事務局に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

#### (2) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を、令和5年5月29日（月）から令和5年5月31日（水）まで開催する。

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会への参加を希望する者は、「入札説明書等に関する説明会及び現地見学会への参加申込書」（様式第2号-1）に必要事項を記入の上、「入札説明書等に関する説明会及び現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）と併せて、令和5年5月19日（金）午後5時までに電子メールにより本市に提出すること。

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会への参加人数は、10名以内とする。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。本市は、電子メールにより、入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の日時を各提出者へ返信する。

申込みの状況によっては、本市は、日程の調整を行うことがある。なお、入札説明書等に関する説明会及び現地見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

なお、感染症の拡大状況等により、実施方法を変更する場合がある。

#### (3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

##### ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより事務局に提出すること。電話等による質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel（windows版）とすること。

本市は、当該質問書を受領したことを確認するため、電子メールにより、本市の受信確認通知を各提出者へ返信する。

受信確認の通知が無い場合は、事務局へ必ず電話確認を行うこと。

##### イ 受付期間

(a) 第1回：令和5年5月10日（水）から同年5月24日（水）午後5時まで

(b) 第2回：令和5年8月1日（火）から同年8月10日（木）午後5時まで

なお、第2回の質問については、「第6章 1 (6) 参加資格審査結果の通知」の参加資格審査により参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する第1回質問回答は令和5年6月16日(金)、第2回質問回答は同年9月15日(金)に本市ホームページにおいて公表する。第1回質問回答について、参加資格申請に関する質問は、5月30日(火)に回答を公表する。電話等による問合せには応じない。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するものではない。

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第7章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡を行うこと。

ウ 受付場所

事務局

エ 受付期間

令和5年6月1日(木)から同年6月8日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年6月15日(木)付(予定)で郵送により通知する。その際、提案書の作成に必要となる入札参加者の受付グループ名を交付する。

なお、この段階では、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない(審査講評公表時に公表する。)

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本市に対して、令和5年6月23日(金)(消印有効)までに参加資格がないと認めた理由を問う書面(様式自由)。ただし、代表企業の代表者印を要する。)を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

(8) 対面的対話の実施

対面的対話は、令和5年8月下旬~9月上旬に、本市と個別に実施することを予定している。入札参加者は希望により対面的対話に参加することができる。

なお、対面的対話の参加を希望する者は、令和5年8月18日(金)午後5時までに「対面的対話への参加申込書」(様式第11号-1)に必要事項を記入の上、「第6章 1 (13) 事務局」に電子

メールで申し込むこと。

対面的対話の時間は 60 分程度を予定しており、日時、場所や提出資料等の詳細を実施要領としてとりまとめ別途入札参加者の代表企業に通知する。

**【対面的対話の実施方法】**

- ア 対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」（様式第 11 号-2）を記入の上、様式第 11 号-1 の提出時に併せて、電子メールにより提出すること。
- イ 事前提出を受けた様式第 11 号-2 に基づき、本市と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。
- ウ 事業者選定の公平性を確保する観点から、対話の内容は、対話終了後、1 週間程度を目途として、入札参加者に送付する。  
なお、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、入札参加者に対して個別に送付する。

(9) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、「入札辞退届」（様式第 10 号）を提出すること。

(10) 入札提出書類の提出

入札参加者の代表企業は、事務局へ、「第 7 章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和 5 年 10 月 27 日（金）から令和 5 年 10 月 31 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。  
なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡をすること。

(11) 提案書に関するヒアリング

委員会は、本市において、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。

なお、日時や場所、実施方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

ア 開催日時（予定）

令和 5 年 12 月中旬（予定）

イ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、順番は、提案書の受付順とする。時間は、1 入札参加者につき 90 分程度（入札参加者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分）を想定する。

(12) 開札

入札書の開札は、本市において、次のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

ア 日時

令和 5 年 12 月中旬（予定）

- イ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第20号）を当日持参することとする。
- ウ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。
- エ 開札場には、入札参加者、その代理人又はウの立会職員及び入札事務に関係のある本市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。
- オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- カ 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。
- キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- ク 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。
  - (a) 公正な執行を妨げようとした者
  - (b) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- ケ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(13) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事 務 局	: 久留米市 環境部 建設課
所 在 地	: 〒830-0052 久留米市上津町 2199-35 上津クリーンセンター
T E L	: 0942-65-3229
電 子 メ ー ル	: seisoken@city.kurume.lg.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	: <a href="https://www.city.kurume.fukuoka.jp/">https://www.city.kurume.fukuoka.jp/</a>

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札提出書類の差換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本市は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ア 入札説明書に示す参加資格のない者のした入札

- イ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- エ 入札書の工事名、工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- オ 入札書の工事名、工事場所、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
- カ 同一人物がした 2 通以上の入札書
- キ 参加資格審査申請書類、入札提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札書
- ク 入札参加者が連合して入札した入札書
- ケ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- コ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 入札提出書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市は、これを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(7) 本市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(9) その他

ア 入札参加者が 1 者であった場合も、事業者選定に従い、入札提出書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては本市ホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。



## 第7章 提出書類

### 1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (必要により) (様式第5号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状 (代表企業) (様式第7号)
- (6) 委任状 (代理人) (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

### 2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

### 3 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数	
入札提出書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各1部	
入札書		1部	
提案書	提案図書	設計・建設業務及び運営・維持管理業務に関する提案書	
		事業計画に関する提案書	
	施設計画図書		15部
	添付資料		15部
	提案図書概要版		21部
提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		2部 (CD-R/DVD-R)	

- (1) 入札提出書類提出届等
  - ア 入札提出書類提出届 (様式第12号)
  - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第13号)
- (2) 入札書 (様式第14号)
- (3) 設計・建設業務及び運営・維持管理業務に関する提案書 (様式第15号)
- (4) 事業計画に関する提案書 (様式第16号)
- (5) 施設計画図書
  - ア 施設概要 (施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)
  - イ 設計基本数値

- (a) 施設計画基本数値
  - a 物質収支
  - b 熱収支
  - c 用役収支
    - ①電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
    - ②給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
    - ③燃料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
    - ④薬品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
    - ⑤油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。
- (b) 主要施設（機器）設計計算書
  - a 受入ピット容量、その他主要ピット容量
  - b クレーン（ごみ、灰）のバケット容量、稼働率（自動、手動運転）
  - c 投入ホッパ容量
  - d 処理能力曲線及び算出根拠
  - e 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
  - f 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
  - g 廃熱ボイラの能力
  - h 蒸気復水器の能力
  - i 発電設備容量
  - j 減温塔の能力、容量
  - k 排ガス処理装置の薬品使用量、貯留量
  - l 送風機関係の能力
  - m 主要ポンプの能力
  - n その他主要機器の容量、能力計算
  - o 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）
- (c) 要求水準に対する設計仕様書（様式第 17 号）

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。作成対象は、破碎施設、管理棟、その他建築物とする。】

- (a) 全体配置図（車両、歩行者動線及び地上部緑化計画を含む）【A3 横】
- (b) 動線計画図【A3 横】
- (c) 建物立面図【A3 横】
- (d) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横】
- (e) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 横】
- (f) 点検動線計画図（主要機器の名称記載）【A3 横】
- (g) 主要機器組立図【A3 横】
- (h) フローシート【A3 横】
  - a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
  - b 給水（上水、再利用、水冷却水及び雨水）※必要に応じ、井水含む。
  - c 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水、下水道排水等）
  - d ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
  - e 余熱利用
  - f 燃料
  - g 油圧及び圧縮空気
  - h 脱臭及び消臭

- i 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- j 建築設備（空調、換気、給排水、電話、給湯、放送設備、火報等）
- k 情報処理システム

- (i) 電気設備主回路単線系統図【A3 横】
- (j) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 横】
- (k) 建築仕上げ表
- (l) その他提案する構造物等に関する図面【A3 横】
- (m) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- (n) 鳥瞰図【A3 横、鳥瞰図、アイレベル、各 1 枚】

エ 工事関係

- (a) 全体工事工程【A3 横】

- (6) 添付資料 (様式第 18 号)

その他要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む。）及び提案等の内容が確認できる資料（運営・維持管理業務を含む。）がある場合には、必要最小限の資料の提出を認めるものとし、添付資料にて取りまとめること。

- (7) 提案書概要版 (様式第 19 号)

提案書概要版には、下記の項目を含めるものとする。

ア パース図

イ 本施設の施設諸元（施設規模、処理方式、排ガス規制値、発電容量等）

ウ 提案のコンセプト

エ 提案の特徴

- (8) 委任状（開札の立会い） (様式第 20 号)

## 第8章 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものところによるものとする。  
また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、参加資格審査申請書（様式第6号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

### 3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第14号）は、封筒（入札説明書 別紙2参照）に入れ、封かんして提出すること。なお、様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること（入札説明書 別紙2参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「入札説明書 別紙3 本事業において本市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

### 4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「設計・建設業務及び運営・維持管理業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各21部提出すること。

文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号[該当ページ番号／各審査書単位の総ページ数]をふり、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

- (2) 施設計画図書は、「入札説明書 第7章 3 (6) 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各15部提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号[該当ページ番号／各審査書単位の総ページ数]をふり、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を記入する。

(3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各21部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号[該当ページ番号／各審査書単位の総ページ数]をふり、様式第18号（添付資料の表紙）には、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

(4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(5) ロゴマークの使用を含めて、構成事業者かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を行ってはならない。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること（正本に構成事業者の凡例をつける対応も可とする）。企業名がわかる記述があった場合は、失格とすることもあるので注意すること。

(6) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(7) 本市に提出する提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word（windows版とし、バージョンは2016以後とする。）、Microsoft Excel（windows版とし、バージョンは2016以後とする。）及びPDFを使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

## 5 留意事項

入札提出書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

### (1) リスク管理の方針

#### ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業者と別途協議の上、本市が応分の責任を分担する。

#### イ リスク分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、「リスク管理方針書」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。

### (2) 保険

ア 本市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。

なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本市が加入する保険にて保険金が填補された場合は、本市が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際して必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）及び対面的対話において、本市に確認し、了解を得たもの限り有効とする。

本市の了解を得ずに提案を行った場合は、事業者選定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。

なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(5) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力契約について、買電に係る契約者は事業者とする。当初の買電に係る契約の相手方は九州電力とする。電力料金の算定については入札参加者の提案によるものとする。

(6) 業務の委託

事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(7) 雇用等への配慮

ア 雇用については、地元雇用に配慮すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

ウ 下請人等を選定する際は、本市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

エ 資機材等の調達、納品等においても、積極的に本市内に本店を有する企業を活用するよう努めなければならない。

(8) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(a) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、特定事業契約を解除することができる。

(b) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除することができる。

(c) (a)及び(b)により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(a) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

(b) (a)により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償す

る。

- ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合  
不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(9) 本市による本事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業のモニタリングを行う（入札説明書 別紙4参照）。

## 第9章 その他

### 1 必要事項等の追加

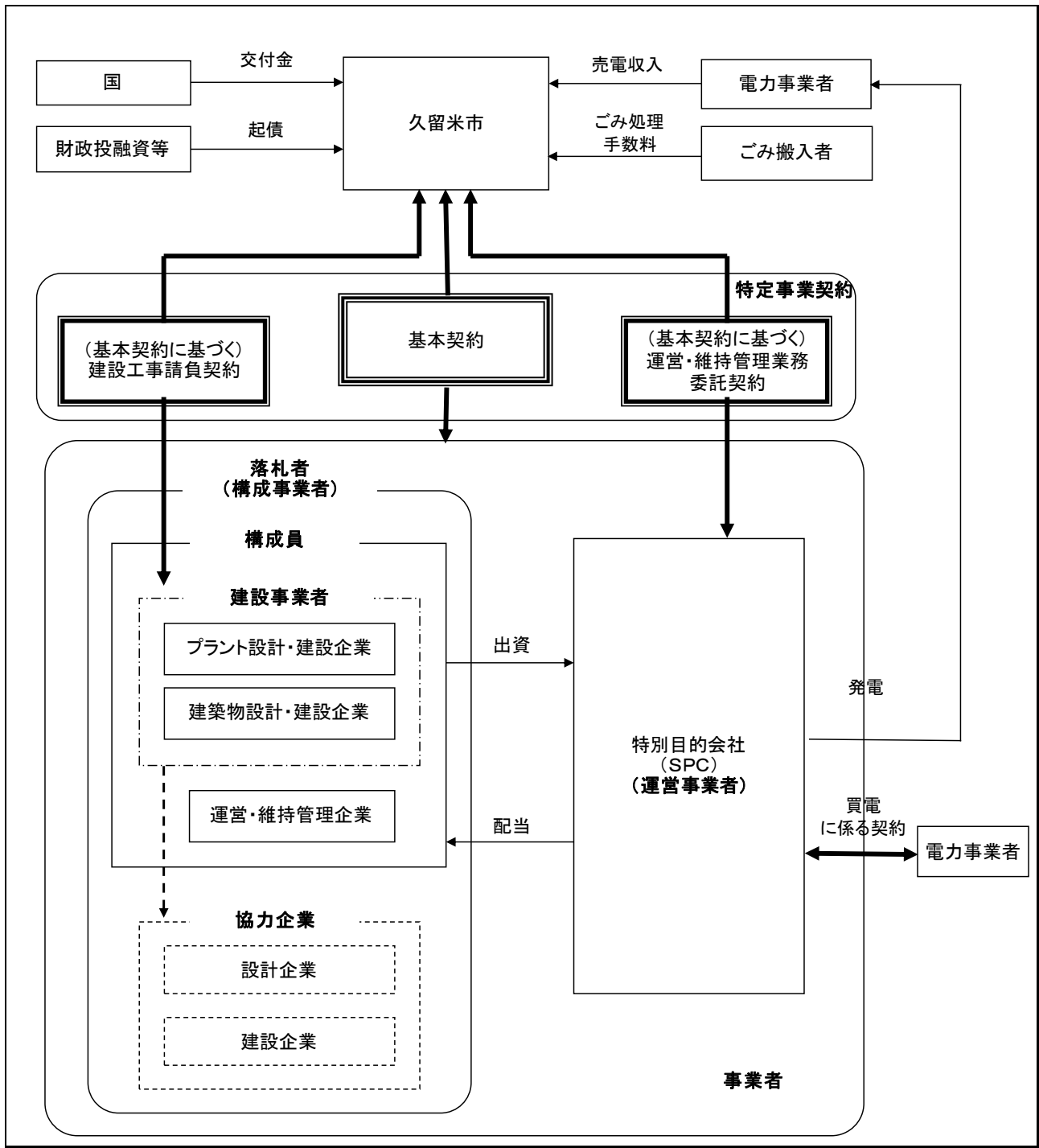
本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表するため、適宜、本市ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

### 2 情報提供

情報提供は、適宜、本市ホームページ等を通じて行う。



# 別紙1 本事業の事業スキームの概要



## 別紙 2 入札書等の提出用封筒作成要領

### 1 入札書の提出用封筒について

中封筒：表

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	久留米市長 原口 新五 あて
	入 札 書 在 中
事業名	久留米市次期上津クリーンセンター 施設整備及び運営事業
	〇〇〇〇グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社

外封筒：表

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	久留米市長 原口 新五 あて
	入 札 書 等 在 中
事業名	久留米市次期上津クリーンセンター 施設整備及び運営事業
	〇〇〇〇グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書在中及び入札書等在中」は朱書きとする。
- ・ 中封筒には、入札書（様式第 14 号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1、別紙 2、別紙 3）を入れて封かんすること。

## 別紙 3 本事業において本市が事業者支払う対価について

### 1 対価の構成

本事業において本市が事業者支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
運営・維持管理業務に係る対価	①焼却施設の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

### 2 対価の算定方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用	<p>■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計</p> <p>■本市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。</p>

#### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
運営・維持管理業務委託料A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・電力使用料 ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	<p>■ 各支払期の支払金額 ＝ 各支払期の処理量（実績値）<sup>※2</sup> × 提案単価（円/t）</p> <p>※入札価格の算定に当たっては、各年度の業務委託料Aは、 ＝ 各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</p>
運営・維持管理業務委託料B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ・その他費用（SPC経費等）  ②補修費用	<p>■ 各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年×20年）</p> <p>■ 補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。</p>

※1 各支払い時期の業務委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量(実績値)」の単位は(t)とし、小数点以下第3位(1kg単位)までを有効桁数とする。

### 3 対価の支払方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

各会計年度の支払限度額及び完成、出来高部分の予定額は、契約書作成時に通知する。

## (2) 運営・維持管理業務に係る対価

### ア 支払回数

業務委託料 A (①変動費用) : 240 回 (20 年間×年 12 回)

業務委託料 B (①固定費用) : 240 回 (20 年間×年 12 回)

業務委託料 B (②補修費用) : 40 回 (20 年間×年 2 回)

※ 業務委託料は、令和 10 年度以降の支払となる。

### イ 支払方法

- (a) 本市は、本施設の引渡し後、運営・維持管理業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い、直前の 1 か月に相当する業務委託料に係る請求書を速やかに本市に提出する。本市は、請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。
- (b) 業務委託料 A の 1 回当たりの支払額は、各支払期の処理量 (実績値) × 提案単価 (円/t) によるものとする。
- (c) 業務委託料 B のうち、固定費用の 1 回当たりの支払額は、20 年間の合計額を 240 等分した額とする。
- (d) 業務委託料 B のうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期毎に支払う (支払時期は、9 月度、3 月度の業務委託料の支払時とする。)。なお、本市と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該業務委託料 B (補修費用) の事業期間中の総額は物価変動等による改定を行う場合を除き変更しない。

## 4 物価変動等による改定

### (1) 物価変動等の指標

#### ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

#### イ 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると本市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理 業務委託料A	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局

区分	改定の対象となる費用	指標
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・電力使用料	本市と九州電力株式会社間の電力供給に係る契約に定める従量料金
	・その他費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
運営・維持管理業務委託料B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計(事業所規模30人以上)/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・維持管理費(補修費用を除く。) ・その他費用(SPC経費等)	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

## (2) 改定の条件

運営・維持管理業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

ただし、著しく変動する指標については、事業に影響を及ぼす場合、合理性及び妥当性があると本市が認める場合に限り、協議により年1回の改定を見直しすることができる。

電力使用料を除き、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であっても、小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は、変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務の対価を確定する。改定された運営・維持管理業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和9年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、令和9年9月末までに見直しを行い、令和10年度の運営・維持管理業務の対価を確定する（比較対象は、令和5年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とする）。

改定された運営・維持管理業務の対価は、令和10年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

## (3) 改定の計算方法

### ア 算定式

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y: 改定後の当該費用（税抜き）

X：前回改定後の当該費用  
(税抜き、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用)

$$\alpha : \text{改定割合} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担する。

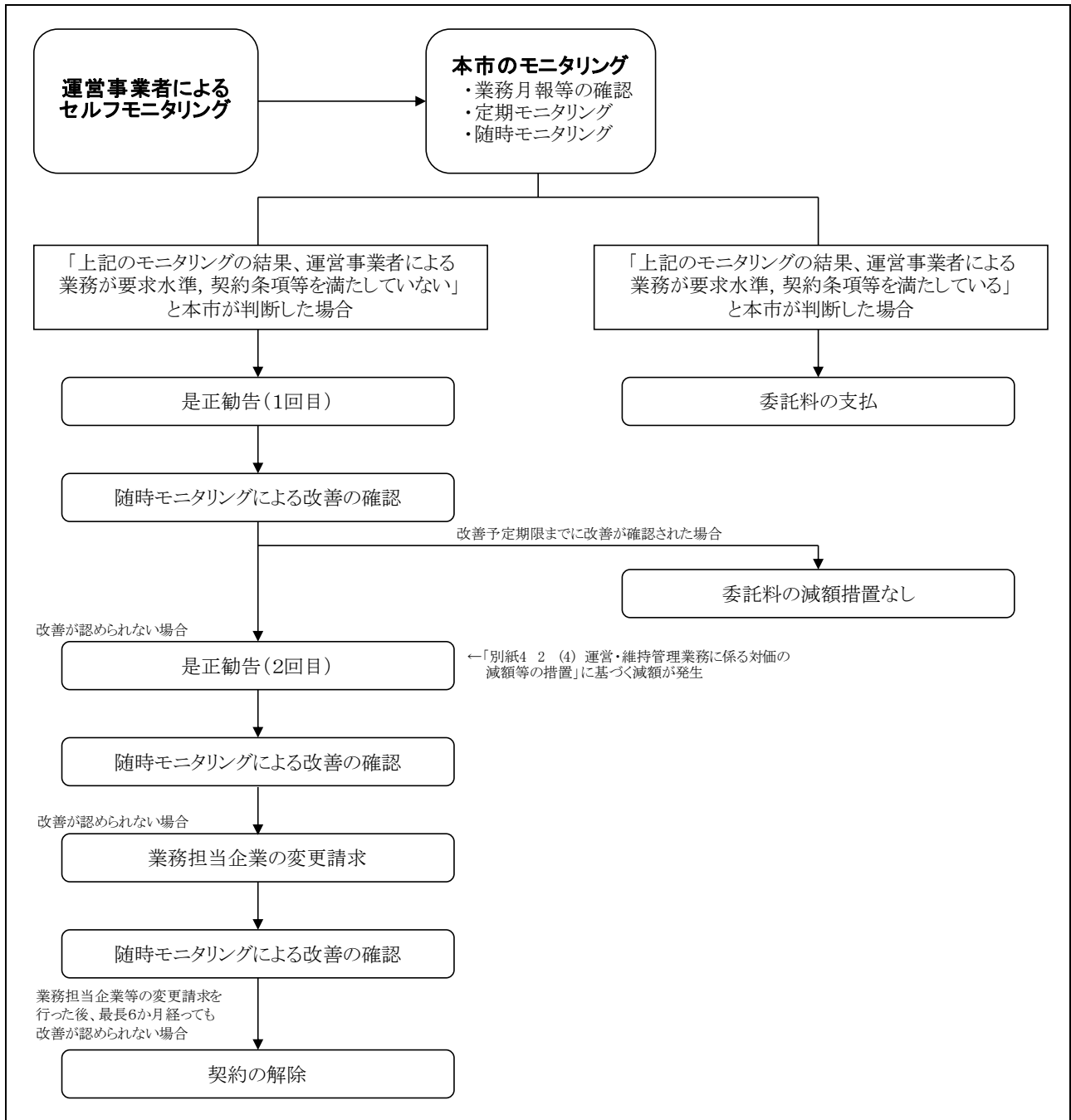
ウ その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「ア 算定式」による見直し方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

## 別紙4 モニタリング及び業務委託料の減額等

### 1 運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



### 2 モニタリングの方法

モニタリングは、運営・維持管理業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

#### (1) セルフモニタリング実施計画書の作成及び実施

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の

項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

セルフモニタリング実施計画書に基づき、自己の費用及び責任においてセルフモニタリングを実施し、運営・維持管理業務の履行状況について確認等を行い、運営・維持管理契約書に定める各種報告書等をそれぞれの期日までに作成し本市に提出すること。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 |            |

## (2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

### ア 業務月報等の確認

本市は、運営事業者が運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

### イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月1回、現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、本市は、随時必要に応じて本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

## (3) 業務の改善についての措置

### ア 是正勧告（第1回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

#### (a) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、本市からは是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則90日以内）について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

#### (b) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は、本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者等から報告された事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象内容の見直し等を検討した上で、再度の勧告の対象としない。

### イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の報告書受理又は改善予定期限において、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。



ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業等の変更請求

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に定められた内容が、定められた期間内に改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本市は上記エの業務担当企業の変更請求を行った後、最長6か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

(4) 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の措置

運営・維持管理業務の実施状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運営・維持管理業務委託料（①固定費用）を減額する。

イ 運営・維持管理業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して①固定費用の10%とする。なお、複数の是正勧告による①固定費用の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で①固定費用の10%を減額する。

(5) 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域経済への貢献金額、売電電力量について事業者が提案した金額又は量を未達成の場合には、上記(4)に示す運営・維持管理業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

ア 地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

(a) 設計・施工期間

設計・施工期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・施工期間の終期から30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、建設事業者は、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、建

設事業者は地域経済への貢献金額の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

**【設計・施工期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】**

本市への支払金額＝（提案金額<sup>※1</sup>－市内業者に係る貢献金額（実績値））×50%

※1：提案金額：様式第15号-1-5（別紙1）1. 市内業者<sup>※2</sup>に係る貢献金額<sup>※3</sup>に基づき事業者より提案された設計・施工期間の貢献金額。

※2：市内業者とは、久留米市内に本店または本社（主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所）を含む。）を有する企業。

※3：市内業者への発注金額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請（市内）→二次下請（市内）の場合は、一次下請への発注額のみを計上できるものとし、二次下請への発注額は含めないこと（ダブル計上は不可）。また、一次下請（市内）→二次下請（市内以外）の場合は、一次下請と二次下請への発注額の差額とする。

**(b) 運営期間**

運営期間中における各年度の地域経済への貢献金額（市内業者の活用（市内業者への発注）額、地元雇用額のそれぞれ）が、提案した各年度の金額を下回った場合には、地域経済への貢献金額の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

**【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】**

**市内業者の活用（市内業者への発注）額の未達成時**

本市への支払金額＝（提案金額<sup>※1</sup>－市内業者への発注額（実績値））×50%

※1：提案金額：様式第15号-1-5（別紙1）1. 市内業者<sup>※2</sup>に係る貢献金額<sup>※3</sup>に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の市内業者の活用（市内業者への発注）額。

※2：市内業者とは、久留米市内に本店または本社（主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所）を含む。）を有する企業。

※3：市内業者への発注金額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請（市内）→二次下請（市内）の場合は、一次下請への発注額のみを計上できるものとし、二次下請への発注額は含めないこと（ダブル計上は不可）。また、一次下請（市内）→二次下請（市内以外）の場合は、一次下請と二次下請への発注額の差額とする。

**地元雇用額の未達成時**

本市への支払金額＝（提案金額<sup>※1</sup>－地元雇用額（実績値））×50%

※1：提案金額：様式第15号-1-5（別紙1）2. 地元雇用に係る貢献金額に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の地元雇用額。

#### イ 売電電力量未達成の場合に係る減額等の措置

実売電電力量が、提案売電電力量を 5%以上下回った場合には、提案売電電力量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した年度の翌 4 月末に係る運営・維持管理業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

##### 【提案売電電力量未達成時における減額の算定式】

減額金額 = (提案売電電力量<sup>※1</sup> × 0.95 - 実売電電力量) × 当該確認期間における売電単価<sup>※2</sup> × 50%

※1：提案売電電力量：事業者より提案された売電電力量。実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式 15 号 3-2（別紙 1）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※2：売電単価：当該確認期間に本市が電気事業者に対して行った売電の平均単価

### 3 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者等は、減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価を本市が運営事業者等に支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。